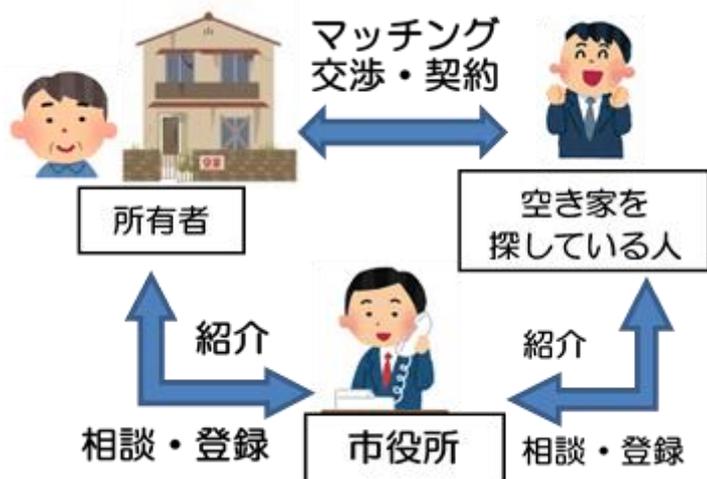


空家の活用（売りたい・貸したい）は、 「空家情報バンク」で



手続の流れ

- ① 所有者が市へ相談。空家を登録。
 - ② 登録した空家の問合せがあれば、情報利用者として登録を行い、所有者へ連絡。
 - ③ 見学の日程調整等、当事者間で行っていただきます。
- ※原則市はマッチングのみ行います。仲介行為等はしません。

総登録件数: **203件**
総成約件数: **153件**

※R2.12.31時点

- 個人情報HP上では公開されません。
- 写真は職員が撮ります（立会い必要）
- 家屋内が片付いていなくても登録できます。



魚津市 空家バンク 検索

所在地	中央通り二丁目4番16号	水道	水道	駐車場	なし
用途	住宅	ガス	壁紙	公共交通機関	あいの風魚津駅 車約5分
構造	木造2階建	風呂	あり	スーパー等	サンブラザ 車約5分 大阪屋ショップ本店 車約5分

空家を解体する場合、 補助金が該当する場合があります。



事前審査 (建物確認)

申請

審査

交付決定

解体

実績報告

補助金交付

市が、周囲に対して危険性があると認めた「危険老朽空家」に解体費の補助金を交付します。

[補助額]

- ◇解体額の1/3を補助します。
- ◇空き家の状態により 上限50万円 または 上限10万円

[主な補助要件] ※詳細はお問い合わせください

- ◇危険老朽空家の測定基準に基づく評定で、市長が危険と認めるもの
- ◇所有者及び同居の親族が市民税、固定資産税等を滞納していないこと
- ◇魚津市内の解体業者により解体を行うこと

※解体後の申請は対象外です。事前審査が必要なのでまずはご相談ください。

空家を放置していませんか。 適切に管理しましょう。



- 建築部材の飛散による通行人、通行車両への危害
- 不審者の不法侵入、ごみの違法投棄による環境衛生の悪化
- 繁茂した草木による害虫の発生

所有者・管理者へ責任が問われます。

近隣住民から苦情があった空家の所有者へ市から改善を依頼する文書を送付しています。改善が行われなかった場合は、『特定空家』への認定を検討します。認定後も改善が行われなかった場合は、解体等の強制執行が行われ、要した費用はすべて所有者に請求されます。

管理に困り放置している空家について、親族等で話し合い、支援制度を利用しながら、管理・活用・解体等をご検討ください。

遠方の所有者の方はご利用ください。 「空き家管理サービス」

シルバー人材センターの会員が空家を訪問し、目視による点検を行い、
写真撮影をして依頼主へ報告します。 **料金：1,600円/回**

主な業務

- ◇ 屋外からの破損等の目視確認
- ◇ 雑草繁茂の状態確認
- ◇ 庭木確認
- ◇ 郵便受け確認
- ◇ 屋外水栓の通水確認（水道が出る場合のみ）

【魚津市シルバー人材センター】

TEL 0765-22-5326



※詳細は魚津市シルバー人材センターへお問い合わせください。

その他 ～相続・水道・電気～

将来起こる相続に対し、今のうちに、今後の土地や家屋について話し合しましょう。

- ・誰に引き継ぐのか、誰が管理していくのかを想定。
- ・相続される方々が困らないように、ご自身の考えや希望を伝えておきましょう。

未来につなぐ相続登記 ～相続登記を放置しておくと、こんなトラブルが発生します～

- 空家を売りたいが、連絡が取れない相続人や認知症の相続人がいるため交渉ができない。
- 第2次、第3次の相続が発生し、相続人が多数いるため登記が大変。

- 富山県司法書士会総合相談センター（相続人調査・登記申請書類作成等） 076-445-1576 ※相談無料
- 富山県土地家屋調査士会（未登記建物の表題登記・建物の滅失登記等） 076-432-2516 ※相談無料
- 富山地方法務局魚津支局（登記全般） 0765-22-0461

長期間使用しない水や電気の管理

- ・水道は、漏水する危険性がありますので、閉栓手続きをしましょう。
- ・電気は、漏電により火事になる危険性がありますので、電気のブレーカーを落としましょう。

まずはご相談を！

空家に関するお問合せは 市役所 都市計画課 **TEL 0765-23-1031**

空家問題解決への第一歩は、あなたの情報提供です。